様式コード			
2	2	2	2

健康保険
厚生年金保険

育児休業等終了時報酬月額変更届

令和　8　年　7　月　3　日提出

この届書を健康保険組合、年金事務所または事務センターへ提出する日を記入します。

提出者記入欄

事業所整理記号	●●—●●●●
健康保険被保険者の記号	●●●
事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒　550　—　0021 大阪府大阪市西区川口●ー●
事業所名称	西プラ工業株式会社
事業主氏名	健保　一郎
電話番号	06　（　●●●●　）　●●●●

健康保険被保険者の記号・番号と厚生年金保険事業所整理記号・被保険者整理番号を必ず記入します。

支印

社会保険労務士記載欄

氏　名　等

申出者欄

✔育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。
（健康保険法施行規則第38条の2及び厚生年金保険法施行規則第10条）
※必ず□に✔を付してください。

令和　8　年　7　月　3　日

日本年金機構理事長あて
健康保険組合理事長あて

住所　〒542-0086
大阪府大阪市中央区西心斎橋●ー●

氏名　健保　花子　　電話　06　（　●●●●　）　●●●●

健康保険組合分に個人番号の記入は不要です。

被保険者欄

①被保険者整理番号	●●●	②個人番号［基礎年金番号］※健康保険組合分に個人番号の記入は不要	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										
健康保険被保険者の番号	●●●																							
③被保険者氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ) ｹﾝﾎﾟ (氏) 健保	(ﾌﾘｶﾞﾅ) ﾊﾅｺ (名) 花子	④被保険者生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	0	7 年	0	5 月	2	7 日														
⑤子の氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ) ｹﾝﾎﾟ (氏) 健保	(ﾌﾘｶﾞﾅ) ﾀﾛｳ (名) 太郎	⑥子の生年月日	9. 令和	0	7 年	0	4 月	2	0 日	⑦育児休業等終了年月日	9. 令和	0	8 年	0	4 月	1	9 日						

支払基礎日数１７日以上の月の報酬月額の総計を記入します。

⑨欄を17日以上の月数で割った額について1円未満切り捨てで記入します。（平均額を算出します。）

⑧給与支給月及び報酬月額	支給月	給与計算の基礎日数	㋐ 通貨	㋑ 現物	㋒ 合計
	4 月	0 日	0 円	0 円	0 円
	5 月	7 日	84,000 円	0 円	84,000 円
	6 月	31 日	252,100 円	0 円	252,100 円

⑨総計	252100円
⑩平均額	252100円
⑪修正平均額	円
決定後の標準報酬月額	健 260 千円　厚 260 千円

⑫従前標準報酬月額	健 280 千円	厚 280 千円	⑬昇給降給	1. 昇給　2. 降給　月	⑭遡及支払額	遡及支払額　月　円	⑮改定年月	令和8 年 7 月
⑯給与締切日・支払日	締切日 月末 日	支払日 10 日（当月・翌月）	⑰備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 70歳以上被用者　2. 二以上勤務被保険者　3. 短時間労働者（特定適用事業所等）　4. パート　5. その他（				

⑧欄に記入した3か月目の翌月の年月を記入します。

現在の標準報酬月額を千円単位で記入します。

⑱月変該当の育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて、産前産後休業を開始したかチェックしてください
✔ 開始していません

該当する場合は必ずチェックします。

標準報酬月額及び保険料負担額表に平均額をあてはめて記入します。

○ 育児休業等終了日の翌日の属する月以降３か月を記入します。
「育児休業等終了日の翌日が属する月以降３か月」とは、育児休業等終了日の翌日が属する月以降の３か月間に支払われた報酬の平均額に基づき、標準月額の算定を行うものです。
ただし、育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、産前産後休業終了日の翌日が属する月以降の３か月間に支払われた報酬の平均額に基づき、標準月額の算定を行うものです。

該当する場合は○で囲みます。
※特定適用事業所・任意特定適用事業所に勤務する短時間労働者は支払基礎日数が11日以上で算定します。

各3か月に通貨で支払われた報酬をそれぞれの月に記入します。なお、現物給付（食事、住宅、通勤定期券等）の支給がある場合は、金銭に換算して記入します。
※換算は「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」に基づきます。
㋒欄は、㋐と㋑の合計額を記入します。

育児休業等終了日の翌日の属する月以降３か月を記入します。
給与計算の基礎日数について、月給者は暦日数、日給者・時給者は実出勤日数、日給月給者（欠勤日数分だけ給料が差し引かれる場合）は就業規則・給与規程等にもとづき事業所が定めた日数から当該欠勤日数を控除した日数を記入します。**※１７日未満（特定適用事業所に勤務する短時間労働者の場合は１１日未満）の月がある場合はその月を除いて算定します。※育児休業等終了日の翌日が属する月以降３か月分の賃金台帳のコピーを添付します。**

2024.12改訂